

択一ターゲット攻略講座 テキスト

「アウトプットとインプット」を一挙に、
効率的に記憶が定着できる画期的テキスト

見開きで、左に「肢別問題」を、右に「まとめ図表」。肢別問題を解いて間違えた問題をまとめ図表で確認、
反対に、まとめ図表で覚えたものを問題で確認。必要な知識のアウトプット・インプットを一挙に完了できます。



講師による
テキスト
まるわかり動画を
公開中!

Output [○×肢演習]

複製・頒布を禁じます

【後見・保佐・補助の比較】

1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者の四親等の親族は、その者について後見開始の審判の請求をすることができる。【25-4-ウ】

2 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者の四親等の親族は、その者について補助開始の審判の請求をすることができない。【25-4-ウ】

3 本人以外者の請求により、補助開始の審判をする場合、本人の同意を得なければならない。【オジケ】

4 成年被後見人は、成年後見人の同意を得てした行為も取り消すことができるが、保佐人は、保佐人の同意を得てした行為を取り消すことができない。【9-1-1 (5-8-3, 19-6-エ)】

5 成年後見人は、成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代表するが、保佐人は、保佐開始の審判を受けてから成年被後見人に代理権を有する。【25-4-オ】

6 成年被後見人が、成年後見人として不動産を購入するには、Bにその代理権を付与する旨の家庭裁判所の審判がなければならぬ。【29-4-オ】

7 保佐人は、家庭裁判所の審判により、特定の法律行為についての代理権を付与されることがある。【15-4-オ】

8 補助人は、家庭裁判所の審判により、特定の法律行為についての代理権を付与されることがある。【15-4-オ】

9 保佐人の同意を得ることを要する行為につき、被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず、保佐人が同意をしない場合、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。【オジケ】

10 家庭裁判所は、被保佐人が民法第13条第1項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であっても、その保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることはできない。【オジケ】

11 補助開始の審判とともに同意権付与の審判をするにあたり、補助人の同意を得なければならぬものとすることができる行為は、民法第13条第1項に規定する行為の一例に限られる。【オジケ】

12 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始の審判を取り消さなければならない。【オジケ】

(注) 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。【民19条1項】 11条ただし書、15条1項ただし書とともに、本条は、成年後見、保佐、補助の制度が抵触、重複しないよう配慮したものである。★12

10

司法書士・択一ターゲット攻略講座・民法I

Input [まとめ図表]

複製・頒布を禁じます

【後見・保佐・補助の比較】(注)

開始の手続	後見		保佐	補助
	請求権者 ★1.2	本人、配偶者、 4親等内の親族、 成年後見人、未成年後見監督人、 保佐人、後見監督人、 補助人、補助監督人、 保佐人、保佐監督人 又は検察官	本人、配偶者、 4親等内の親族、 成年後見人、未成年後見監督人、 保佐人、後見監督人、 補助人、補助監督人、 保佐人、保佐監督人 又は検察官	本人、配偶者、 4親等内の親族、 成年後見人、未成年後見監督人、 保佐人、後見監督人、 補助人、補助監督人、 保佐人、保佐監督人 又は検察官
本人の同意	不要	不要	必要 ★3	
付与の審判		不要	必要	
本人の同意			必要	
同意権の範囲		民13Iの行為 民13IIの行為★10 ※日常生活に関する行為を除く	特定の法律行為 (民13Iの一部に限る) ★11 ※日常生活に関する行為を除く	
同意に代わる許可	○ ★9	○		
取消権	取消の対象 ★4	全ての財産的法律行為 ※日常生活に関する行為を除く	同意を得ずに行った行為 ※日常生活に関する行為を除く	同意を得ずに行った行為 ※日常生活に関する行為を除く
代理権	取消権者 本人 成年後見人	本人 保佐人	本人 同意権の付与された補助人	
付与の審判 ★5, 6, 7, 8	不要	必要	必要	
本人の同意		必要	必要	
代理権の範囲	全ての財産的法律行為 (日常生活に関する行為を含む)	特定の法律行為 (民13Iの行為に限らない)	特定の法律行為 (民13Iの行為に限らない)	

11

司法書士・択一ターゲット攻略講座・民法I

Output [○×肢演習]

複製・頒布を禁じます

【法定追認】

1 取り消すことができる行為について追認をすることができる取消権者が当該行為から生じた債務の債務者として履行をした場合には、法定追認の効力が生じない。【25-5-オ (12-1-エ)】

2 未成年者Aは、単独の法定代理人である母親Bの所有する宝石を、Bに無断で自己の物としてCに売却し渡しました。Aが、未成年者の同意を得て、Cに対し履行の請求をした場合には、Aは、未成年者であることを理由にA・C間に売買を取り消すことができない。【6-7-オ (57-3-3)】

3 未成年者甲がその所有する土地について、法定代理人乙の同意を得ないまま主張して売買契約を締結した場合には、甲が丙から土地の所有権移転の登記をしたのに對し、乙はそれを知りながら直ちに異議を述べなかったときは、乙は、売買契約を取り消すことができない。【56-1-3 (12-1-ウ)】

4 未成年者甲がその所有する土地について、法定代理人乙の同意を得ないで、買主丙との間で売買契約を締結した場合において、甲が成年に達した後、買賣代金債権を他人に譲渡したときは、甲は、買賣契約を取り消すことができない。【56-1-1 (23-4-エ)】

5 未成年者Aが保佐人の同意を得ることなく金銭を借りられた場合において、保佐開始の審判が取り消された後、保佐人であった者が貸主に対して異議をとどめずに新たに担保を提供したときは、追認をしたものとみなされる。【オジケ】

6 未成年者Aが甲の所有するパソコン甲をAの唯一の親権者Bの同意なく買取った場合において、Aが成年に達する前に、Cに対して甲を引き渡した場合には、当該引渡しもAに無断であったときも、Aは、本件売買契約を取り消すことができない。【23-4-エ】

7 未成年者がその所有する建物を法定代理人の同意を得ることなく売却した場合において、法定代理人が未成年者を代理して当該建物の所有権移転の登記をしたときは、未成年者はもはや売買契約を取り消すことができない。【オジケ】

8 成年被後見人Aが、その所有する土地をBに売却した場合において、Aが行為能力者となつた後、本件売買契約が取り消し得るものであることを知らずに、Bに代金の支払いを請求した場合、法定追認となる。【オジケ】

9 Aは、Bの詐欺により錯誤に陥り、Bからある動産を買い受けける旨の売買契約を締結したが、その後に、Bの詐欺が発覚した。Aが売買代金請求権をCに譲渡し、その旨をAに通知した後、AがCからの強制執行を免れるために売買代金を弁済した場合、売買代金の弁済は、Aが債務者として履行しなければならないことであるが、追認する趣旨ではないことを示した上で弁済をしていれば、追認をしたものとはみなされない。【12-1-オ (10-4-イ)】

10 被保佐人Aが、保佐人Bの同意を得ることなく第三者Cとの間で金銭消費貸借契約を締結したが、その後に、Bの詐欺が発覚した。Aが売買代金請求権をCに譲渡し、その後、Cが強制執行に至つたAにに対して有する債権を取扱うために他人に譲渡したときは、Aは、当該金銭消費貸借契約を追認したものとみなされる。【オジケ】

52

司法書士・択一ターゲット攻略講座・民法I

Input [まとめ図表]

複製・頒布を禁じます

【法定追認】

追認	取消権者が○○した場合		取消権者が○○を受けた場合	
	要件	① 125条の法定追認事由のどれか1つが発生すること (注1) ② 追認できる者によって行われること (注2) ③ 追認をなしごる時期以後に行われること (注2) ④ 当該行為の際に異議を留めなかつたこと ★9	要件	① 法律関係の早期確定とそれによる取引の安定 (相手方保護) を図つたとしたこと
6	6	6	6	6
7	7	7	7	7
8	8	8	8	8
9	9	9	9	9
10	10	10	10	10
11	11	11	11	11
12	12	12	12	12
13	13	13	13	13
14	14	14	14	14
15	15	15	15	15
16	16	16	16	16
17	17	17	17	17
18	18	18	18	18
19	19	19	19	19
20	20	20	20	20
21	21	21	21	21
22	22	22	22	22
23	23	23	23	23
24	24	24	24	24
25	25	25	25	25
26	26	26	26	26
27	27	27	27	27
28	28	28	28	28
29	29	29	29	29
30	30	30	30	30
31	31	31	31	31
32	32	32	32	32
33	33	33	33	33
34	34	34	34	34
35	35	35	35	35
36	36	36	36	36
37	37	37	37	37
38	38	38	38	38
39	39	39	39	39
40	40	40	40	40
41	41	41	41	41
42	42	42	42	42
43	43	43	43	43
44	44	44	44	44
45	45	45	45	45
46	46	46	46	46
47	47	47	47	47
48	48	48	48	48
49	49	49	49	49
50	50	50	50	50
51	51	51	51	51
52	52	52	52	52
53	53	53	53	53

※ 取消権者の相手方が譲渡した場合 → 法定追認にはならない。★10

(注2)

追認する者	法定追認となる時期
制限行為能力者 (原則)	行為能力を取得した後であること (124 I)
制限行為能力者 (成年被後見人)	① 行为能力を取得した後であること (124 I) ② 取り消すことができる行為と知った後であること (124 II)
詐欺、強迫の表意者	詐欺、強迫の状態を脱した後であること (124 I)
法定代表人、保佐人、補助人	特別な要件は不要である (124 III)。★6.7

53

司法書士・択一ターゲット攻略講座・民法I

まずは「○×肢演習」から!

ある程度わかっているのに問題が解けないのは演習不足が原因かもしれません。本テキストは問題演習から入るので実力の確認がしやすく、弱点を明確にした上で講義に臨めます。

「まとめ図表」知識の整理を!

問題の正誤を見極めるためには、ブレのないクリアな知識が必要となります。「まとめ図表」はパツと見てわかりやすいだけでなく、繰り返すうちに図表ごと記憶に残るので知識の定着が図れます。★印を付けましたので、問題の正誤とあわせて、論点の確認もできます。

合格者が語る 択一ターゲット講座のここが良かった



橋本大輔さん

◆直前まで学習ツールとして使える



鶴田雄平さん

◆唯一無二のテキスト



I・Hさん

◆頻出・重要な過去問がまとまっている

◆テキストの最大の特徴は、見開きの右側がテキスト、左側が問題、という形で一体となっている点です。これによりインプットとアウトプット、どちらかに偏り過ぎる事も無く、効率的に学習を行う事ができ、大きな時間短縮に繋がりました。合格に必要なものがこれほどスマートにまとまっているテキストは他にないと思います。

によって、分厚い過去問のテキストを開くのが嫌いな私でも毎日続ける事ができました。

関連論点を網羅的にカバー

「まとめ図表」には「○×肢演習」には出てこない論点も含まれています。問題を解いた後に関連論点を確認するから覚えやすく、知識を網羅的に習得することができます。

過去問番号を掲載

各肢に過去問の出題実績を掲載しているため、出題回数や間隔が一目でわかります。過去問で実際の出題形式を確認したい場合にもすぐに検索が可能です。

合格者が語る 択一ターゲット講座のここが良かった



畠中潤さん

◆ジャストサイズのテキスト

◆私は択一ターゲット攻略講座を受講しました。教材の量もコンパクト、受講開始時は「このテキスト量だけでいいのかな、」と思ってしまうほどまとまっています。しかし、とにかく何度もテキストを回すことが自分の得意アップに直結しているのが実感だったので、ジャストサイズの教材でした。



和田浩典さん

◆働きながら効率的学習に

◆左ページに根本講師が厳選した問題があり、右のページに図表を中心としてその解説が書かれている点にあると思います。働きながらの受講だとどうしても勉強する時間を作るのが難しかったので、最低限テキストに載っている問題は全部解けるように、図表は隠して説明できるように、を心掛けて勉強しました。

